

大阪産業人クラブ会則

(目的) 本会は、大阪府および周辺地区で企業経営にたずさわる人々が相集い、経済、産業界の情報交換や生産技術、経営効率化などに関し新知識の交流を積極的に推進すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第1章 規約

第1条 本会は大阪産業人クラブと称する。

第2条 本会の目的を達成するため次の事業を行なう。

- ①企業経営及び技術に関する研究会・講演会・講習会・討論会・座談会・異業種交流会・見学会・展示会の開催のほか、関係官公庁・学会・試験研究機関等との交流の場を設ける。
- ②日刊工業新聞に掲載されていない情報の提供。
- ③本事業目的推進のため運営委員会を設置する。同委員会の下に必要な応じてそれぞれの分野についての専門部会を設ける。
- ④懇談会及び趣味、娯楽に関する諸会合を開催する。
- ⑤その他本会の目的達成に必要な事業。

第3条 本会の事務局は日刊工業新聞社西日本支社内に置く。

第2章 会員

第4条 本会の会員は普通会員及び特別会員の2種とする。

第5条 本会の目的に賛同する法人または個人をもって会員とする。法人が会員になる場合は事業所単位とし、たとえ一つの事業所が会員資格を得ても、その会員は同一法人の他の事業所には及ばない。ただし、異動による会員の名義変更は、これを認める。なお同一事業所において2名以上の会員を有することを妨げない。この場合、各会員とも会費は納入するものとする。

第6条 特別会員は、本会と特別関係がある者及び産業に関する学職経験者の中から役員会が推薦する。

第7条 本会を退会しようとするときは事務局あて書面をもって退会届けを提出しなければならない。

第3章 会員の権利及び懲罰

第8条 本会の主催する行事には会員の出席を原則とするが、会員が出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

第9条 会員にして本会の目的に違背する行為ありと認めるとき、または本会の名誉を著しく毀損したときは、総会の決議により除名することができる。

第4章 入会金及び会費

第10条 本会の入会金は1名につき10,000円とする。

ただし、同一事業所において2名以上の入会の場合、入会金に限り1名分のみとする。

第11条 会費は普通会員1名につき月額3,000円とする。年額36,000円とする。但し、同一企業で複数の会員を登録する場合は、入会金を免除し、会費は年額20,000円とする。その他、事業内容によっては、一部実費を別途徴収することができる。一旦納入された入会金及び会費は退会の際も払い戻ししない。

第12条 特別会員は入会金及び会費を免除する。

第5章 役員

第13条 本会は次の役員をおく。

名誉会長1名、会長1名、副会長 若干名、理事長1名、理事 若干名、監事 若干名、事務局長1名

第14条 理事及び監事は総会において会員の中から選出し会長及び副会長は理事の互選をもって選出する。

第15条 本会の理事長は日刊工業新聞社西日本支社長に委嘱するものとする。

第16条 事務局長は理事長が日刊工業新聞社の担当責任者に委嘱するものとする。

第17条 会長は会を代表し、総会、役員会を招集し、議長となり、その決議事項を執行し、会務を統轄する。

副会長は会長に事故ある場合これを代行する。

理事長は会長を補佐し、会務を処理する。

理事は主要な事項を決議し、会則による会務を処理する。

監事は会計収支、用務並びに役員の業務執行状況を 監査する。

事務局局長は事務局を代表し、本会の日常事務を統括する。

第 18 条 本会は役員会の決議により、会長が名誉会長及び顧問を委嘱する。

第 19 条 役員はすべて無報酬とする。

第 20 条 役員の任期は 2 カ年とするが、再選を妨げない。

役員の任期中に欠員を生じても会の運営に特別の支障がない限りこれを補充しない。

役員任期満了の場合は、後任者が就任するまで、前任者はその職務を執行するものとする。

第 6 章 議決機関(執行機関)

第 21 条 本会は議決機関として総会(臨時総会を含む)及び役員会をもって構成する。

第 22 条 定時総会は毎年度末から 3 ヶ月以内に開き、会務の報告、当該年度収支予算、前年度収支決算などこれに付帯する重要事項を決議する。

臨時総会は、5 分の 1 以上の会員から請求があったとき、会長が招集する。

前項の請求があったときは、2 週間以内に招集の手続きをする。

第 23 条 総会の通知は、少なくとも 2 週間前に総会の日時、場所と会議の目的事項を記載した文書で通知する

総会は 4 分の 3 以上(委任状を含む)の出席がなければ決議することができない。

第 24 条 会員の表決権は平等とする。総会に出席できない

会員は委任により表決できる。

ただし、会員以外の者に委任することはできない。

第 25 条 総会の議事は出席会員の表決権の過半数で決める

賛否同数のときは議長が決める。ただし、会則の変更は出席会員の表決権の 3 分の 1 以上の同意がなければ議決できない。

第 26 条 総会では原則としてあらかじめ通告した目的事項以外の決議をすることができない。

第 27 条 総会の議長は、議事録を作成し、議長が指名する

出席会員 2 名とともに、これに署名し、保存する。

ただし、議長の指示により事務局で作成することを妨げない。

第 28 条 役員会は理事、監事、事務局長をもって構成し、付議する事項、日常会務を処理する上で必要な事項を決議し、執行する。

第 29 条 役員会は必要あるとき適宜開催する。

第 30 条 役員会は、役員の 2 分の 1 以上(委任状を含む)の出席がなければ開催することができない。

第 31 条 役員会に出席できない役員は委任状により表決することが出来る。

第 32 条 役員会の議事は出席役員の表決権の過半数をもって決める。

賛否同数のときは議長が決める。

第 7 章 雑 則

第 33 条 事務執行に関する内規は役員会の決議をもって別に定めることが出来る。

第 34 条 本会の資産並びに経費は、入会金、会費、寄付金、その入金を当て、会則に従い会長が管理する。

第 35 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(付則) ※本会則は昭和 61 年 5 月 9 日から執行する。

※第 1 章第 3 条及び第 5 章第 15 条の会則一部変更は日刊工業新聞社支社名変更のため。